

承認工事について

1 一般事項

承認工事とは、道路管理者（市道の場合は刈谷市）以外の者が自らの必要に基づいて道路に関する工事を行うことですが、その際は、道路管理者の承認を受ける必要があります（道路法第24条）。申請書を提出していただき、施工内容が刈谷市の技術関係基準等に準拠しており、道路構造物が本来の機能を損なうことがないことを確認した後、回答を発行します。なお、刈谷市への申請手数料は不要です。工事費用は申請者（施工者）の負担となります。

申請は、施主名、施工業者（申請代理人）名のどちらでも手続きを行うことができますが、添付書類等の修正を行う場合がある為、修正を行うことができる方の会社名、担当者及び連絡先電話番号を記載してください。

施工内容が刈谷市の基準等に準拠していない場合、承認できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、電気、電話、ガス、水道、下水道等埋設物の調査を事前に実施してください。

2 提出書類（★は別紙に記入例あり）

★（１）申請書表紙

（２）位置図（縮尺 1／2 5 0 0 程度）

現地への案内図（住宅地図で結構です。）

（３）公図の写し

道路との境界が明確な場合は省略できます。

★（４）平面図

申請場所付近の状況の分かる図面で、特に下記のことを忘れずに記入するとともに申請箇所に着色してください。

ア 車道や歩道、歩道内の植栽帯や側溝等の幅

イ 乗入れを必要とする敷地の形状及び建物等の位置、特に車庫又は駐車場の位置

ウ 申請する自動車乗入口から 10m以内にあるも道路施設等はその距離を記入

エ 側溝入れ替え等の場合は、その位置と長さを記入

オ その他道路上の施設

(5) 断面図

舗装構成、排水構造物の形状、自動車乗入口の形状が分かる構造図を添付してください。

現況断面と計画断面を比較できるように図面（断面図）を作成してください。

(6) 車両走行軌跡図

大型（C型）乗入口を設置する場合は、申請する乗入口の幅が必要最小限であることが確認できるように作成してください。

※大型（C型）乗入口以外の申請では基本的に添付不要です。

(7) 誓約書

道路植栽の移植を予定されている方は、樹木の品目、移設先等について、公園緑地課と協議してください。

(8) 構造図

申請する施工内容に関係するものを添付してください。

★(9) 保安設備図

警察署へ提出する道路使用許可申請書に必要な図面であり、工事施工中の保安設備の配置方法を記載してください。

また、車両の通行止めを必要とする場合は迂回路図を添付してください。

(10) 現況写真

工事予定箇所を正面及び両側面から撮影し赤色で工事範囲を明示した写真を添付してください。

(11) その他

関連する事項について確認するために、別途図書を求めることがあります。

3 提出方法

申請書類は、**2部**提出してください。（その内1部は、申請者の控えとして回答に添付し後日返却します。）

申請書類は、A4サイズ折り（縦型）とし、左端2箇所をホッチキス等でとめてください。添付図面等が大きいものについては、巻末に封筒を付け、それに入れても構いません。

提出していただく場所は、農政課にて管理している道路（市道認定路線図の緑色路線）については農政課へ、区画整理区域内の市道については市街地整備課へ、それ以

外の市道については土木管理課へお願いします。農政課と土木管理課の回答はそれぞれの課でお渡しします。市街地整備課の回答については、土木管理課よりお渡しします。

4 書類審査から承認及び完了まで

各課に申請書類をお持ちいただくと、窓口にて申請書類の簡単な確認をし、申請書類の内容について各担当課で審査を行います。その後、修正が必要な場合、電話連絡しますので、内容修正（差替）等の処理をお願いします。このあと市長の承認を得て回答を発行します。申請書類を受理してから営業日で約14日程度（内容修正期間）で回答を発行します。

承認後、下記の手続きが必要になりますので、あらかじめご承知ください。

※「道路使用許可」の申請

道路交通法第77条による道路使用許可が別途必要になりますので、刈谷警察署において手続きをしてください。

※「着手届」の提出

工事に着手する前に、申請書類の提出場所へ工程表を添付し提出してください。

様式は、回答とともにお渡しします。

※「完了届」の提出

工事がすべて完了した後に、申請書類の提出場所へ工事写真を添付し提出してください。

工事写真の撮影方法は、回答とともにお渡しする要領を参照してください。

※「完了検査」と瑕疵担保責任について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要とする場合は現場で検査を行いますので、連絡する日時に立会いをお願いします。完了検査に合格した施設は、それ以後刈谷市の施設として維持管理を行いますが、下記の場合は瑕疵担保責任として申請者側に手直しの義務が生じますので、ご注意ください。

（１）施工不良によるもの。

（２）自動車荷重に対応していない部分（舗装や側溝等）に車両が乗る等、使用方法に過失があった場合。※その他、疑問な点などありましたら、下記に問い合わせください。

刈谷市役所 土木管理課 施設管理係

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

TEL 0566-62-1018